



記 者 会 見 資 料

平成 26 年 9 月 4 日 (木)

午後 1 時

特別会議室

【開 会】

平成 26 年第 3 回天理市議会定例会を 9 月 9 日に招集する。

会期は、9 月 9 日から 9 月 30 日までの 22 日間

【日 程】

別添のとおり

【提出案件】

- | | |
|-------------------------------|------|
| ○ 議 案 | 10 件 |
| ・ 補正予算 | 3 件 |
| ・ 条例の制定、改正等 | 6 件 |
| ・ その他 | 1 件 |
| ○ 認定案 | 11 件 |
| ・ 平成 25 年度決算認定 | 11 件 |
| ○ 報 告 | 3 件 |
| ・ 平成 25 年度決算に基づく天理市健全化判断比率の報告 | 1 件 |
| ・ 平成 25 年度決算に基づく天理市資金不足比率の報告 | 1 件 |
| ・ 損害賠償の専決処分の報告 | 1 件 |



天理市制60周年
60年活かして創ろう天理の未来

平成26年 8 月14日

関係者各位

総 務 部 長

平成26年第 3 回天理市議会定例会の日程及び開会時刻について（通知）

このことについて、下記のとおり本会議及び各委員会の開会時刻について議会事務局から連絡がありましたので、通知します。

記

9 月 2 日 (火)	招集告示日	9 時30分	10時	13時	
		議運協議会	議 運	各常任委員会議案説明会	
9 日 (火)	招 集	9 時	9 時30分	10時	11時
		議運協議会	議 運	全体協議会	本会議
11 日 (木)	再 開	9 時	9 時30分	10時	11時
		議運協議会	議 運	全体協議会	本会議
		13時			
		決算特別委員会議案説明会			
12 日 (金)	文教厚生委員会	9 時	9 時30分		
		協議会	委員会		
16 日 (火)	経済産業委員会	9 時	9 時30分		
		協議会	委員会		
17 日 (水)	総務財政委員会	9 時	9 時30分		
		協議会	委員会		
18 日 (木)	決算特別委員会	9 時	9 時30分		
		協議会	委員会		
19 日 (金)	決算特別委員会	9 時	9 時30分		
		協議会	委員会		
24 日 (水)	再開・一般質問	9 時	9 時30分	10時	
		議 運	全体協議会	本会議	
25 日 (木)	再開・一般質問	※必要に応じて、議運、全協を開催する		10時	
				本会議	
29 日 (月)	再 開	9 時	9 時30分	10時	11時
		議運協議会	議 運	全体協議会	本会議

会期は、9月30日(火)までの22日間

- ※ 各部長は、関係協議会の開会時刻に 6 階ロビーで待機されるようお願いします。
- ※ 本会議は、「夏のエコスタイル・キャンペーン」期間中であることから、ノー上着とノーネクタイで出席していただきますようお願いします。
- ※ 議案説明会の開催場所について、文教厚生委員会は 7 階特別会議室、経済産業委員会は 6 階委員会室、総務財政委員会は 6 階協議会室で開催します。
- ※ 課長等の本会議の傍聴は、市庁舎 1 階 会計室内旧収入役室でお願いします。
- ※ 一般質問通告の締め切りは、9月11日(木)の正午までです。

平成26年第3回天理市議会定例会提出予定案件

◎ 予算案

- 議案第41号 平成26年度天理市一般会計補正予算（第2号）
- 議案第42号 平成26年度天理市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 議案第43号 平成26年度天理市介護保険特別会計補正予算（第1号）

◎ 条例案

- 議案第44号 天理市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- 議案第45号 天理市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 議案第46号 天理市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 議案第47号 天理市学童保育条例の一部改正について
- 議案第48号 天理市ひとり親家庭等医療費助成条例の一部改正について
- 議案第49号 天理市営住宅条例の一部改正について

◎ その他

- 議案第50号 財産の取得について

◎ 認定案

- 認定案第1号 平成25年度天理市一般会計決算認定について
- 認定案第2号 平成25年度天理市国民健康保険特別会計決算認定について
- 認定案第3号 平成25年度天理市介護保険特別会計決算認定について
- 認定案第4号 平成25年度天理市後期高齢者医療特別会計決算認定について
- 認定案第5号 平成25年度天理市住宅新築資金等貸付金特別会計決算認定について
- 認定案第6号 平成25年度天理市土地区画整理事業特別会計決算認定について
- 認定案第7号 平成25年度天理市立病院事業会計決算認定について
- 認定案第8号 平成25年度天理市水道事業会計決算認定について
- 認定案第9号 平成25年度天理市下水道事業会計決算認定について
- 認定案第10号 平成25年度山辺広域行政事務組合一般会計決算認定について

認定案第11号 平成25年度山辺広域行政事務組合山辺広域振興基金特別会計決算認定について

◎ 報 告

報告第6号 平成25年度決算に基づく天理市健全化判断比率の報告について

報告第7号 平成25年度決算に基づく天理市資金不足比率の報告について

報告第8号 損害賠償の専決処分の報告について

専決第6号 車両損傷事故に係る損害賠償額の決定について

補正予算案の内容

議案第 41 号

平成 26 年度天理市一般会計補正予算（第 2 号）について

（１）歳入歳出予算の補正

歳入歳出それぞれに 219,950 千円を追加し、歳入歳出の総額を 23,977,863 千円とする。

（歳出の主な内容）

1 国庫（県）補助金等に係る精算返納金（17 頁） 1,542 千円

○補助金額等の確定による精算

- ・平成 25 年度老人医療給付費に係る返還金
- ・平成 25 年度安心生活創造事業、地域ケア会議活用推進事業及び生活・介護支援サポーター養成事業補助金の返還
- ・平成 25 年度保育所運営費負担金の返還

新 2 生活困窮者自立支援制度施行円滑化特別対策事業（20 頁） 685 千円

○平成 27 年 4 月 1 日から施行される生活困窮者自立支援法に基づく新制度に対応するため、臨時特例交付金を活用して、事務処理体制等の整備を行う。（県補助 10/10）

- ・会議、研修及び先進地視察等の旅費
- ・ポスター及びチラシの印刷製本費等

3 国民健康保険特別会計への繰出金（21 頁） 8,184 千円

○事務費（給与費）増加に対する繰出金の増額

新 4 老人福祉事業（21 頁） 8,549 千円

○国庫補助事業に係る委託業務の実施（国庫補助 10/10）

- ・生活・介護支援サポーター養成事業
- ・安心生活創造事業
- ・低所得高齢者等住まい・生活支援モデル事業

新 5 福祉センター施設整備事業（21 頁） 1,965 千円

○入浴施設の運営休止に伴う燃料タンクの撤去工事費

新 6 介護基盤緊急整備等臨時特例補助金事業 (21 頁) 11,325 千円

○スプリンクラー及び火災報知器設置補助金 (県補助 10/10)

・グループホーム 1 ヲ所及び小規模多機能型居宅介護事業所 2 ヲ所

7 臨時福祉給付金給付事業 (21 頁) 37,010 千円

○対象者が当初見込みに比べて増加したため、給付額の追加を行う。

(国庫補助 10/10)

8 児童措置事業 (22 頁) 4,250 千円

○母子生活支援施設及び助産施設の利用が増加したため、扶助費を増額

(国庫補助 1/2、県補助 1/4)

新 9 児童扶養手当事業 (23 頁) 918 千円

○児童扶養手当制度改正に伴う電算システム改修業務委託料

新 10 精神障害者福祉事業 (25 頁) 3,780 千円

○精神障害者医療費助成制度の拡充 (精神障害者保健福祉手帳 1 級の人
の医療費を助成) に伴う電算システム改修業務委託料 (県補助 1/2)

新 11 予防接種事業 (25 頁、26 頁) 19,714 千円

○予防接種法施行令等の改正により、本年 10 月 1 日から小児水痘及び高
齢者の肺炎球菌感染症の 2 種類の予防接種が定期接種として追加され
たことを受け、その実施体制を整備する。

- ・予防接種予診票の印刷
- ・予防接種個人通知
- ・予防接種委託料
- ・予防接種自己負担金助成

12 健康増進事業 (26 頁) 573 千円

○健康寿命を延長する取組推進モデル事業の実施により、集団検診の受
診者が増加したため、検診体制の確保として、集団検診日を 2 日間追
加して実施する。

・胃がん検診委託料、大腸がん検診委託料及び肺がん検診委託料

新 13 観光物産センター整備事業 (29 頁) 6,448 千円

○観光物産センター再整備工事設計業務委託料

新 14 駅前広場空間整備事業 (34 頁) 15,615 千円

○駅前広場の再整備に向け、完成した駅前空間デザインに係る設計業務を進めていくにあたり、その必要経費を計上する。また、一般駐車場を増設するため交通ターミナル再整備工事を実施することから、その設計費用を計上する。

- ・駅前広場再整備工事基本設計業務委託料
- ・交通ターミナル再整備工事測量設計業務委託料等

15 前栽小学校整備事業 (36 頁) 183,390 千円

- 校舎新增改築工事及び東棟改修工事
- 既存備品等移動業務委託料及び設計監理業務委託料
- 建築確認申請手数料等

新 16 福住小学校整備事業 (36 頁) 7,145 千円

- 校舎耐震補強判定及び実施設計業務委託料

17 給与費の補正 Δ94,016 千円

- 機構改革及び人事異動に伴う調整

(歳入の主な内容)

1 普通交付税額の確定による地方交付税 (8 頁)	Δ88,409 千円
2 国庫支出金及び県支出金 (9 頁~12 頁)	63,955 千円
3 介護保険特別会計繰入金 (13 頁)	8,852 千円
4 繰越金による財源調整 (14 頁)	13,652 千円
5 市債 (15 頁)	221,900 千円

(2) 債務負担行為の補正 (6 頁)

1 天理駅前広場空間整備事業 26,723 千円

天理駅前広場の再整備工事に係る実施設計業務委託について、基本設計業務との一括発注を行うが、平成 27 年度まで業務が及ぶため、債務負担行為を追加する。

2 天理市福祉センター管理事業 22,721 千円

福祉センターの施設の有効活用として、別館を中心とした福祉施策の充実に活用したいと考えており、平成 27 年度の 1 年間は、平成 28 年度以降の指定管理者公募に向けた準備期間とし、現行の指定管理者による運営とすることから、債務負担行為を追加する。

3 天理市自転車等駐車場管理事業

期間及び限度額を変更する。

期 間 平成 29 年度まで ⇒ 平成 28 年度まで

限度額 180,289 千円 ⇒ 120,010 千円

4 天理駅前広場管理事業

期間及び限度額を変更する。

期 間 平成 29 年度まで ⇒ 平成 28 年度まで

限度額 82,782 千円 ⇒ 55,104 千円

5 前栽小学校整備事業

設計業務の完了により全体工事費が算出されたため、限度額を変更する。

限度額 138,964 千円 ⇒ 1,903,996 千円

議案第 42 号

平成 26 年度天理市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について

歳入歳出それぞれに**173,712 千円**を追加し、歳入歳出の総額を**7,047,012 千円**とする。

後期高齢者支援金、前期高齢者納付金及び介護納付金の確定、平成 25 年度退職療養給付費及び平成 24・25 年度療養給付費の確定による精算返納金、給与費の補正を行う。

議案第 43 号

平成 26 年度天理市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について

歳入歳出それぞれに**66,910 千円**を追加し、歳入歳出の総額を**4,708,610 千円**とする。

平成 25 年度決算に係る剰余金の基金への積立て、平成 25 年度介護給付費の確定による国庫支出金等の精算返納金及び一般会計繰出金の補正を行う。

条例案等の内容

◎ 条例案

議案第44号 天理市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

子ども・子育て支援法の規定に基づき、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めるため、条例を制定するもの。

- 天理市で定める基準は、内閣府令の基準に従い又は基準を参酌した上で、暴力団排除の規定を追加するほか、内閣府令と同内容を規定

議案第45号 天理市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の施行による児童福祉法の改正により、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例を制定するもの。

- 天理市で定める基準は、厚生労働省令の基準に従い又は基準を参酌した上で、暴力団排除の規定の追加及び家庭的保育事業における複数人での事業の実施を独自で規定するほか厚生労働省令と同内容を定める内容を規定

議案第46号 天理市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の施行による児童福祉法の改正により、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を制定するもの。

- 天理市では、厚生労働省令の基準に従い又は基準を参酌した上で、暴力団排除の規定、児童が生活の場として利用する専用区画の面積、児童に対して提供する支援の単位ごとの児童の人数について経過措置を追加するほかは厚生労働省令と同内容を定める内容を規定

議案第47号 天理市学童保育条例の一部改正について

「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の施行による児童福祉法の改正により、学童保育所の対象児童を小学校全学年の者まで拡大するため、条例を改正するもの。

- 児童福祉法第6条の3第2号に規定する放課後児童健全育成事業について、対象児童を概ね10歳未満（小学3年生）までという文言を削除し、対象児童を小学校の全学年とする改正が行われた。

本市では以前から4年生以上の受入れを行っているが、法律の改正を受けて条例を改正

議案第48号 天理市ひとり親家庭等医療費助成条例の一部改正について

次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律の施行による母子及び寡婦福祉法の改正により、同法の題名の改正等の規定を整備するため、条例を改正するもの。

- 法律において、父子家庭に対する支援が明記されたことから、法律名を「母子及び寡婦福祉法」から「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改正
- 配偶者のない男子の定義については、法の第17条に定められていたが、同規定が削除され、新たに法の第6条第2項に配偶者のない男子の定義が定められた。

議案第49号 天理市営住宅条例の一部改正について

「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」が、一部改正され、同法の題名の改正等の規定を整備するため、条例を改正するもの。

- 法律において、永住帰国前から継続して配偶者である者である特定配偶者に対する支援が明記されたことから、法律名のうち、「及び永住帰国後」を「並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者」と改正
- 法律第14条に規定する支援給付が、従来のいわゆる一般的な配偶者から、特定配偶者に対しての給付へと限定され、従来の給付については、同法律の附則第2条において、なお従前の例とするとされた。

◎ その他

議案第50号 財産の取得について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき議会の議決を求めるもの。

- ・取得する財産 : 消防ポンプ自動車(CD-I型) 2台 ※消防団用
- ・契約方法 : 指名競争入札
- ・契約金額 : 31,104,000円
- ・契約相手方 : 株式会社 モリタ大阪支店

◎ 認定案

- 認定案第1号 平成25年度天理市一般会計決算認定について
- 認定案第2号 平成25年度天理市国民健康保険特別会計決算認定について
- 認定案第3号 平成25年度天理市介護保険特別会計決算認定について
- 認定案第4号 平成25年度天理市後期高齢者医療特別会計決算認定について
- 認定案第5号 平成25年度天理市住宅新築資金等貸付金特別会計決算認定について
- 認定案第6号 平成25年度天理市土地区画整理事業特別会計決算認定について
- 認定案第7号 平成25年度天理市立病院事業会計決算認定について
- 認定案第8号 平成25年度天理市水道事業会計決算認定について
- 認定案第9号 平成25年度天理市下水道事業会計決算認定について
- 認定案第10号 平成25年度山辺広域行政事務組合一般会計決算認定について
- 認定案第11号 平成25年度山辺広域行政事務組合山辺広域振興基金特別会計決算認定について

◎ 報告

- 報告第6号 平成25年度決算に基づく天理市健全化判断比率の報告について
- 報告第7号 平成25年度決算に基づく天理市資金不足比率の報告について
- 報告第8号 損害賠償の専決処分の報告について

専決第6号 車両損傷事故に係る損害賠償額の決定について

会計別決算総括表

各会計の形式収支、実質収支、単年度収支の状況は、次のとおりとなっております。

平成25年度決算

(単位：円)

	歳入決算額 (A)	歳出決算額 (B)	形式収支 A-B (C)	翌年度へ繰越 すべき財源 (D)	実質収支 C-D (E)	単年度収支 (F)	翌年度歳入 繰上充用金 (G)
一般会計	26,743,499,479	25,623,436,379	1,120,063,100	105,042,000	1,015,021,100	272,414,912	0
国民健康保険 特別会計	6,898,576,603	6,636,489,750	262,086,853		262,086,853	144,658,499	0
介護保険特別会計	4,442,139,644	4,375,229,435	66,910,209		66,910,209	23,457,166	0
後期高齢者医療 特別会計	629,157,132	628,077,869	1,079,263		1,079,263	△ 17,553,355	0
住宅新築資金等 貸付金特別会計	29,786,283	24,536,639	5,249,644		5,249,644	3,021,674	0
土地区画整理事業 特別会計	685,810,837	440,112,193	245,698,644	217,658,000	28,040,644	23,055,998	0
合 計	39,428,969,978	37,727,882,265	1,701,087,713	322,700,000	1,378,387,713	449,054,894	0

※ (D) : 翌年度へ繰り越すべき財源＝平成25年度の歳入のうち、翌年度へ繰越して使用する財源

(F) : 単年度収支＝平成25年度実質収支 － 平成24年度実質収支

(G) : 翌年度繰上充用金＝歳入が歳出に不足するため、平成26年度の歳入を繰り上げて平成25年度の歳入に充てたもの

(参考)

平成24年度決算

(単位：円)

	歳入決算額 (A)	歳出決算額 (B)	形式収支 A-B (C)	翌年度へ繰越 すべき財源 (D)	実質収支 C-D (E)	単年度収支 (F)	翌年度歳入 繰上充用金 (G)
一般会計	26,115,830,336	25,247,614,148	868,216,188	125,610,000	742,606,188	△ 184,966,451	0
国民健康保険 特別会計	6,582,247,758	6,464,819,404	117,428,354		117,428,354	△ 142,830,709	0
介護保険特別会計	4,218,982,400	4,175,529,357	43,453,043		43,453,043	2,342,578	0
後期高齢者医療 特別会計	612,363,448	593,730,830	18,632,618		18,632,618	10,512,828	0
住宅新築資金等 貸付金特別会計	32,890,685	30,662,715	2,227,970		2,227,970	1,017,723	0
土地区画整理事業 特別会計	655,269,172	549,776,526	105,492,646	100,508,000	4,984,646	1,523,304	0
合 計	38,217,583,799	37,062,132,980	1,155,450,819	226,118,000	929,332,819	△ 312,400,727	0

平成 25 年度決算・財政健全化判断比率（4 指標）の推移と増減理由

● 実質赤字比率

福祉、教育、まちづくり等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示すもの

平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
△ 6. 59 %	△ 5. 32 %	△ 7. 35 %

【改善】一般会計の黒字額が増加（272,415 千円）したため。

● 連結実質赤字比率

すべての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示すもの
○連結対象会計は、一般会計、住宅特会、区画特会、国保特会、介護特会、後期高齢特会、病院事業、水道事業、下水道事業

平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
△ 26. 92 %	△ 24. 17 %	△ 31. 14 %

【改善】一般会計に加えて、国保特会の黒字額の増加（144,659 千円）、水道事業会計の黒字額の増加（295,367 千円）、病院会計が黒字化（-153,124→28,424）したため。

● 実質公債費比率

借入金（地方債）の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示すもの【3年平均の数値】

平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
10. 5 %	10. 8 %	11. 1 %

【悪化】分母の大部分を占める標準財政規模は税収入の改善などにより若干増加したが、土地開発公社の解散に伴って H24 に発行（22.25 億円）した第 3 セクター等改革推進債の償還が始まったことなどにより元利償還金が大幅に増加したため。

● 将来負担比率

地方公共団体の一般会計等の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示すもの

平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
104. 5 %	102. 4 %	101. 9 %

【改善】市立病院の閉院による 3 セク債の発行（約 16.5 億円）により地方債の現在高は増加したが、山辺広域行政事務組合の解散に伴う広域基金の返還金を財政調整基金に積み立てたことにより公債費に充当可能となる基金が増加したことや、下水道事業債の残高が減少したことにより公営企業に係る公債費繰出が減少したことで、若干比率が改善した。